

# 千葉海上保安部交通課の連絡事項

- 航路標識法の改正について(令和3年7月施行)

令和3年7月13日

## ○バーチャルAIS航路標識の緊急表示制度の創設

航路標識法が改正(令和3年7月施行)され、台風等の異常気象時における船舶の事故防止対策の一環として、**バーチャルAIS航路標識を一時的に表示する制度が創設**

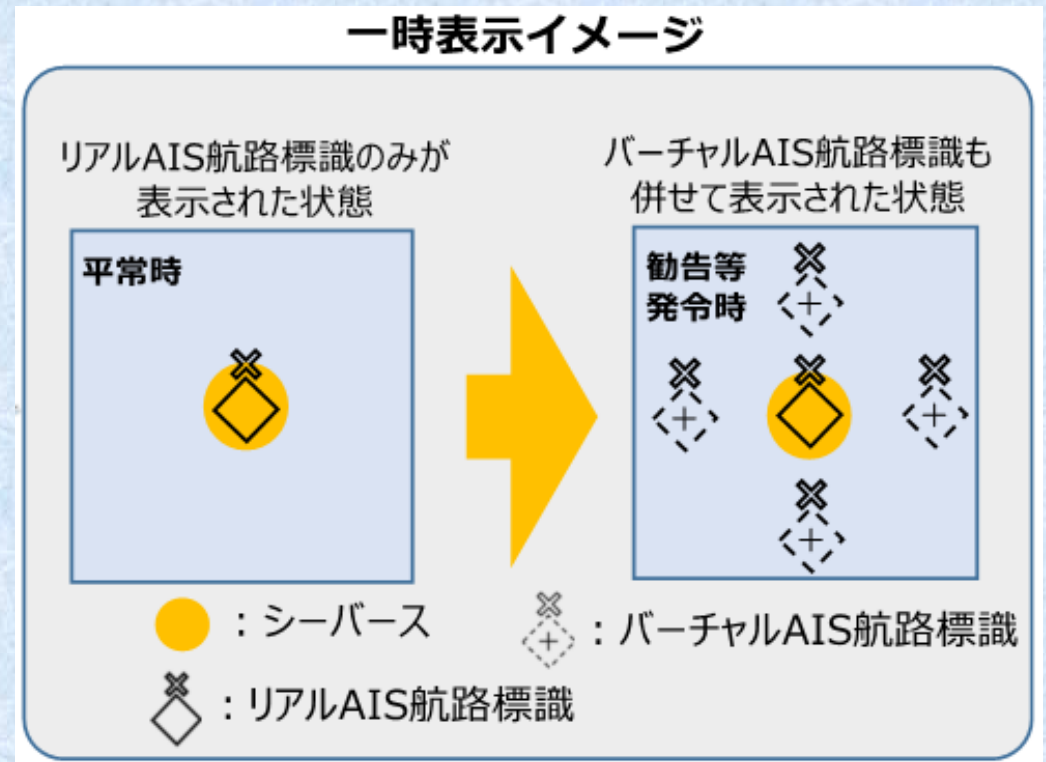
バーチャルAIS航路標識：航路標識が実在しない位置に、あたかも航路標識が存在するようなシンボルマークを船舶の航海用レーダー画面上に表示させるもの

# ◎AIS信号所(許可標識)の管理者が行う一時表示

AIS信号所(許可標識)の管理者が、自らバーチャルAIS航路標識を一時的に表示することができる

## ○手続き

AIS信号所の設備を変更し、バーチャルAIS航路標識を一時的に表示したとき、また、これを変更前に戻したときは、遅滞なく「届出」を行う



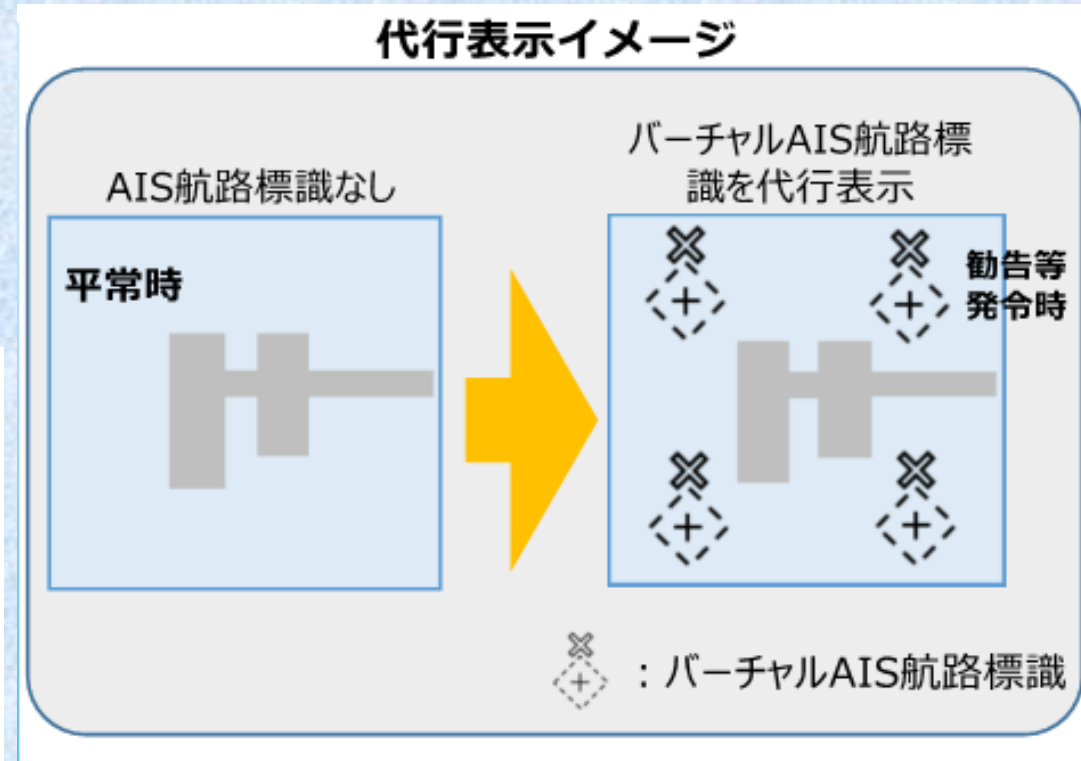
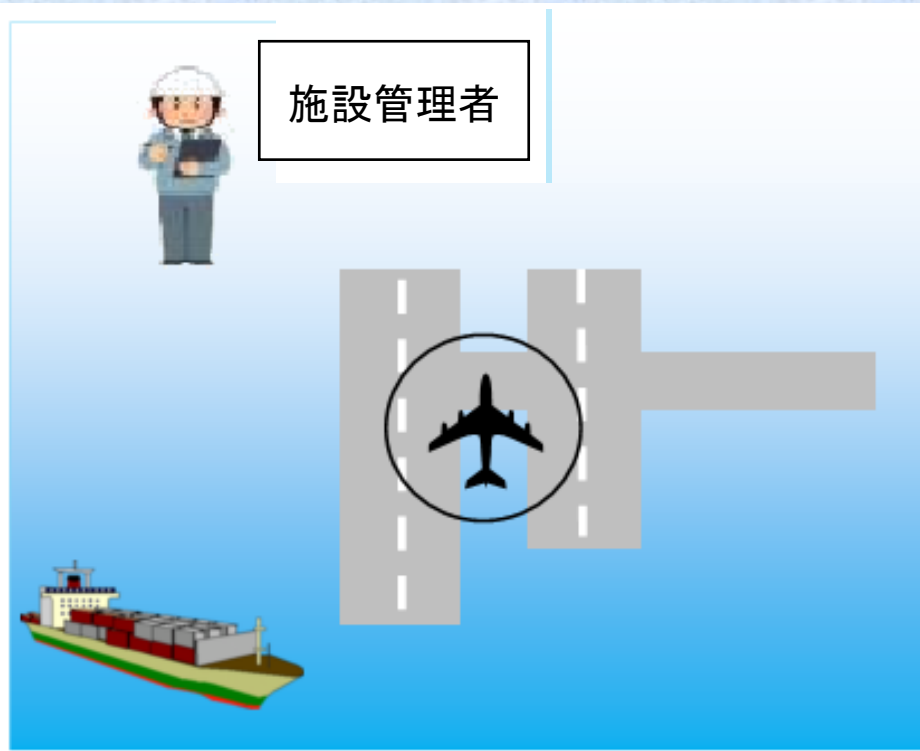
# ◎海上保安庁が代行して行う一時表示

施設管理者等から申し出を受けて、海上保安庁が代行して、バーチャルAIS航路標識を一時的に表示する

代行表示に係る「手数料」を納付

## ○手続き

表示しようとする海域を管轄する管区海上保安本部(交通部企画課)へ申し出を行う





## ◎バーチャルAIS航路標識を一時的に表示できる海域

一 港則法第四十三条第一項の規定による情報の提供が行われている場合  
当該情報の提供が行われている同項に規定する区域

⇒ 異常気象時に、情報の提供が行われている区域を示す。  
港則法における区域は「横浜沖錨地及び南本牧浜道路周辺海域」

二 港則法第四十六条第一項に規定する指定港非常災害発生周知措置がとられている場合 当該指定港非常災害発生周知措置に係る指定港の区域

三 前二号に掲げる場合のほか、海上保安庁長官が港則法第三条第二項に規定する特定港における異常な気象又は海象による船舶交通の危険を防止する必要があると認める場合 当該特定港の区域のうち航路標識の設置が船舶交通の危険の防止を図る上で有効であると認めて海上保安庁長官が指定する区域

## ◎バーチャルAIS航路標識を一時的に表示できる海域

⇒ 異常気象時に、長官が指定する特定港の区域を示す。  
具体的には、港則法第39条3項又は4項に規定する特定港内から退去すること等を勧告又は命令した場合を想定している。

### 四 海上交通安全法第三十三条第一項の規定による情報の提供が行われている場合 当該情報の提供が行われている同項に規定する海域

⇒ 異常気象時に、情報の提供が行われている区域を示す。  
海交法における海域は「東京湾アクアライン周辺海域」

### 五 海上交通安全法第三十七条第一項に規定する非常災害発生周知措置がとられている場合 当該非常災害発生周知措置に係る指定海域